

第3節 学校教育

[第1項]

教育環境の整備

現況と課題

■施設の整備

本市には義務教育施設として、平成12年5月1日現在、小学校14校、中学校7校があり、児童数は5,825人、生徒数は3,290人となっています。

人口の増加や宅地開発などにより、一定の児童生徒数が増加している学校もある一方で、少子化などの傾向により、減少し、余裕教室を生じている学校もあります。

このような中で、建築後一定の年数が経過したため、老朽化が進んでいる校舎の補修や、グラウンドの整備を計画的に行っています。

今後、少子化による児童生徒数の動向や、大規模な宅地開発事業などを的確に把握し、通学区域を考

慮しながら適正な規模の施設を計画的に整備していく必要があります。

■設備・備品の充実

児童・生徒が良好な環境のもとで教育を受けるには、設備・備品の充実が重要な条件であり、本市においては高度化、多様化する指導方法に対応するため設備・備品の充実を図っています。

今後も、学校の行う教育活動に配慮しながら、年々改良工夫が進んでいる設備・備品の充実を図り、それを効果的に活用することによって時代に即した教育が実践できるような教育環境にする必要があります。

●小学校

各年5月1日現在

区分 年	学校数	学級数	児童数	校舎面積 (m ²)		校地面積 (m ²)	屋内運動場面積 (m ²)
				うち木造			
8	14	206(10)	6,475(32)	49,341	1,051	236,201	11,611
9	14	199(10)	6,203(24)	48,889	853	236,186	11,611
10	14	197(10)	6,115(21)	49,688	828	253,083	11,611
11	14	195(11)	5,971(30)	49,688	828	253,083	11,611
12	14	197(14)	5,825(36)	49,688	828	252,859	11,611

※()内は特殊学級

●中学校

各年5月1日現在

区分 年	学校数	学級数	生徒数	校舎面積 (m ²)		校地面積 (m ²)	屋内運動場面積 (m ²)
				うち木造			
8	7	101(3)	3,477(15)	35,643	960	221,575	6,533
9	7	101(4)	3,488(15)	35,643	869	221,575	6,533
10	7	101(5)	3,470(22)	35,643	869	271,797	6,533
11	7	99(5)	3,378(19)	35,643	869	271,797	6,533
12	7	96(5)	3,290(16)	35,643	869	271,797	6,533

※()内は特殊学級

基本方針

学校施設、設備・備品を計画的に整備することにより、教育環境を整え、教育効果の向上を図ります。

◆施策体系



事業計画

■施設の整備

1. 大規模改修を計画的に行うとともに、施設の維持管理を充実し、安全性の確保を図ります。
2. 児童生徒の学習や生活の場として快適な環境を確保するため、グラウンドの整備拡充を図ります。
3. 児童生徒数の動向、大規模な宅地開発事業などを的確に把握し、校舎の新設・改築について検討します。

■設備・備品の充実

1. 教育効果を考慮し、現有設備・備品の改善と改修を図ります。
2. 高度化する技術を取り入れた設備・備品への更新及び新規導入を図ります。

主要事業

- ・中学校改築（茂原中）
- ・小中学校大規模改修・耐震補強（本納小・富士見中ほか）
- ・小学校コンピューター教室改修（東郷小ほか）
- ・小中学校屋内運動場改修（西小・茂原中ほか）
- ・小中学校水泳プール改修（中の島小・茂原中ほか）
- ・小中学校グラウンド整備（西小・本納中ほか）
- ・小学校新築
- ・小中学校教材備品整備

[第2項]

通学環境の改善

現況と課題

■適正な通学区域の設定

近年の市街地での土地区画整理事業や宅地造成等の都市開発に伴い、児童生徒をとりまく居住環境や通学状況も大きく変貌する中、児童・生徒数の状況は、市街地の空洞化*現象により地域的格差が生じています。また、少子化の影響を受け中長期的に減少傾向となる見通しです。

一方、平成7年の茂原市通学区域審議会の答申により、通学区の見直しを行ったところですが、一部で変更できない地域もあります。

このような状況の中で、児童生徒の安全な通学と適正な学校規模の維持を図り、より教育効果をあげられるよう、全市的な立場で調査研究に取り組み、適正な通学区域の設定に努める必要があります。

基本方針

通学区域については、全市的な立場で、市の将来計画に基づき人口動態や地域の歴史的、社会的条件等を考慮しながら、児童生徒の安全な通学と適正な

規模の維持を図り、より教育効果があげられるような通学区域の設定に努めます。

◆施策体系

通学環境の改善

適正な通学区域の設定

事業計画

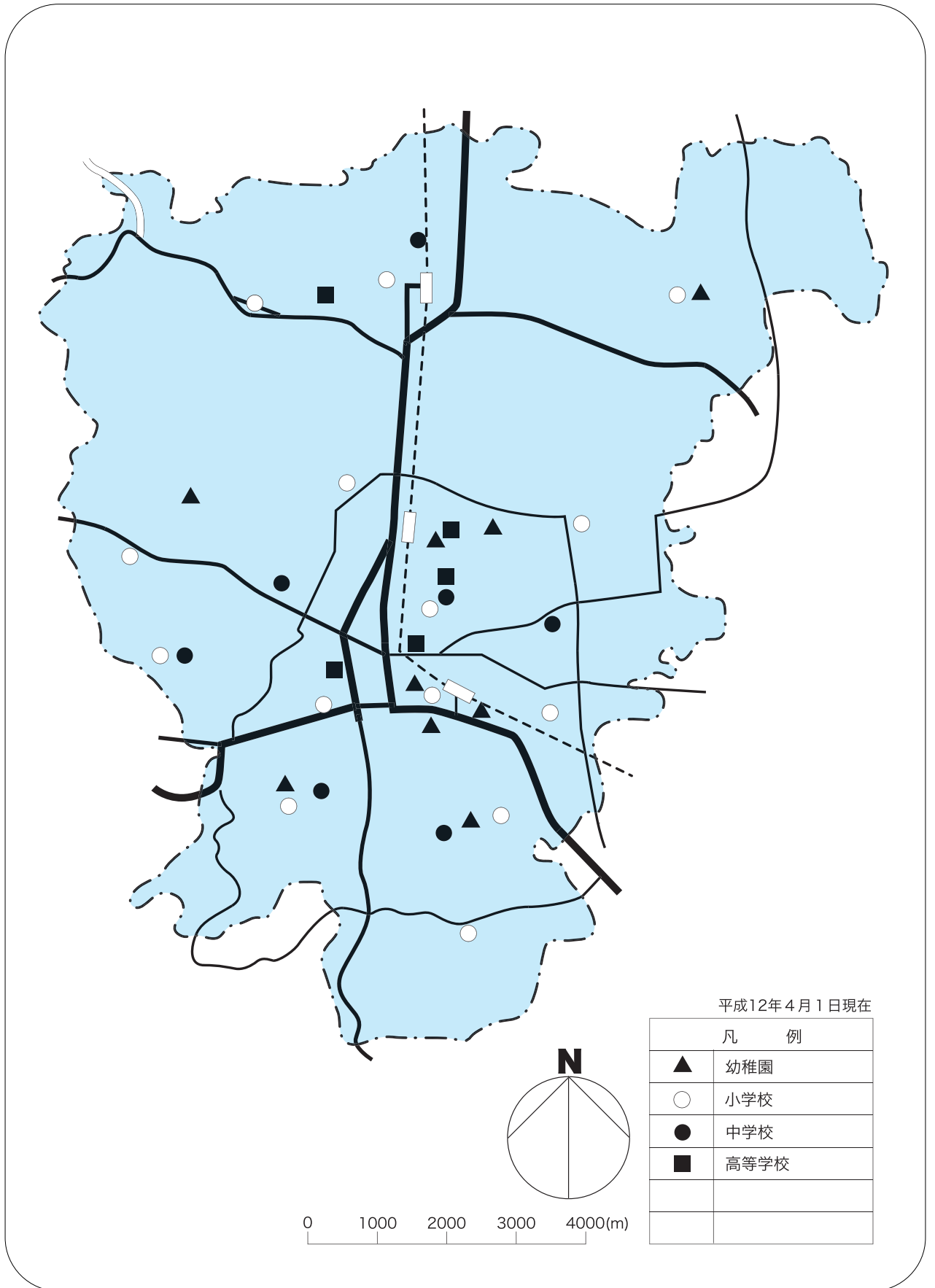
■適正な通学区域の設定

全市的な立場で、調査研究に取り組み、児童生徒

の安全な通学と学校の適正な規模の維持を図り、より教育効果があげられるよう通学区域の設定を行います。



● 学校施設配置図



[第3項]

教育内容の充実

現況と課題

■学習指導、生徒指導の充実

現在の教育課程は、生涯学習の基礎を培うという観点に立ち、社会の変化に自ら対応できる心豊かな人間の育成を図ることをねらいとしています。

各学校では、この教育課程の基準に示されたねらい、本県の教育施策、本市の教育行政の方針などに即して、児童生徒の実態を把握し、家庭、学校、地域の連携のもとに教育課程を編成し実施しています。特に、自ら学ぶ意欲や思考力、判断力、表現力を育て、一人ひとりのよさを伸ばす教育に取り組んでいます。また、子どもの生活にリズムとゆとりを与え、より豊かな生活体験や活動体験を提供し、社会全体で子どもたちを育てるために平成4年から学校週5日制*（月2回）も導入されました。しかし、非行の低年齢化やいじめ、不登校など生徒指導上の問題や受験競争など、子どもたちを取り巻く環境はいまだ改善されていません。

このような中、基本的な生活習慣の育成を図り、文部省（現文部科学省）は戦後の教育を大幅に見直して、平成14年度から完全週5日制を実施するとともに新学習指導要領*も発表しました。

新学習指導要領でのねらいは、「ゆとり」の中で特色ある教育を展開し、児童生徒に豊かな人間性や、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、問題を解決する能力や、自らを律しつつ他人とも協調し他人を思いやる心、たくましく生きるための健康や体力など『生きる力』を育成することです。

そこで、学習指導では豊かな人間性など時代を超えて変わらない価値のあるものを大切にするとともに、国際化や情報化などの社会の変化に対応し、変化の激しいこれからの社会を生き抜くための基本的な知識や能力を修得できる環境を整えることが重要となります。また、生徒指導では学校の教育活動全体を通して心を育む教育を推進するとともに、子どもの人権を尊重し教育相談を重視した指導が必要です。

いずれも、学校を取り巻く環境の変化に応じ、地域社会や家庭との密接なかかわりの中で「開かれた

学校」づくりを推進しながら教育効果を高めていく必要があります。

■個性を生かす教育の充実

戦後50年を経過し、だれもが能力に応じて等しく教育の機会が保障され、高い教育への関心や高度経済成長にも助けられ高い進学率となりました。

しかし、一方で受験競争の過熱、「ゆとり」の欠如などにより、社会性や自己責任の観念が身につけにくく、望ましい人間関係を築くことが難しくなっており、不登校や非行など憂慮すべき問題が生じています。

今後、これらの諸課題に対応するには、子ども一人ひとりの実態に応じたきめ細かな教育が重要になります。

そこで、基礎・基本の確実な習得を図り、自然や社会、他者との積極的なかかわりの中で望ましい社会性や倫理観などを培うことが必要です。そして、自らの進路や人間としての生き方を考え、豊かな人間性を育むためにも多様な教育活動を通して個性を生かす教育の推進を図る必要があります。

■社会環境の変化に対応した教育の充実

今日の社会の急激な変化の中で、特に、国際化、情報化、高齢化及び環境問題に対応した教育の充実が急務となっています。

国際化に対する対応では、昭和62年度からALT*（外国語指導助手）を採用し、生徒の英語コミュニケーション*能力の育成と国際理解教育の推進に力を注いでいます。さらに、平成6年度から国際感覚を身につけた人材の育成と国際交流を目的に、中学生をオーストラリアに派遣しています。

情報化に対する対応では、市内小中学校にパソコン教室を設置し、パソコンに慣れ親しませるとともに、社会科などを通して、情報活用能力の育成に努めています。

高齢化に対する対応では、道徳や特別活動などで

敬老の精神を養うとともに、高齢者とともに生きる自覚や福祉活動が自然にできる地域環境づくりに努めています。

環境問題に対する対応では、家庭科・理科や特別活動などで地球環境を守るための知識、理解を深め、身近なところから諸活動を推進しています。

今後は、これらの施策を一層推進していくとともに、最近、日本語の話せない外国籍の児童生徒が編入学してくるようになったため、これらの児童生徒に対する対応も検討していく必要があります。

■健康教育の充実

最近の児童生徒は、食生活や日常生活の多様化に伴い、肥満、視力低下、アレルギー疾患*や小児生活習慣病など、健康に問題を持つ子どもが増加しています。また、体格は向上したが運動能力、体力は低下しています。このような現状から健康教育は重要なものとなっています。

本市では、「健康都市宣言」を機に各種健康診断をはじめ、保健センターを拠点に保健活動を展開し

ています。学校教育でも、体育科の保健学習を中心に学校教育全体で健康教育を推進しています。

今後は、健康診断を一層充実し、早期発見・治療に努めるとともに、健康教育の充実を図り、子どもたちの健康を保持していく必要があります。

■安全教育の充実

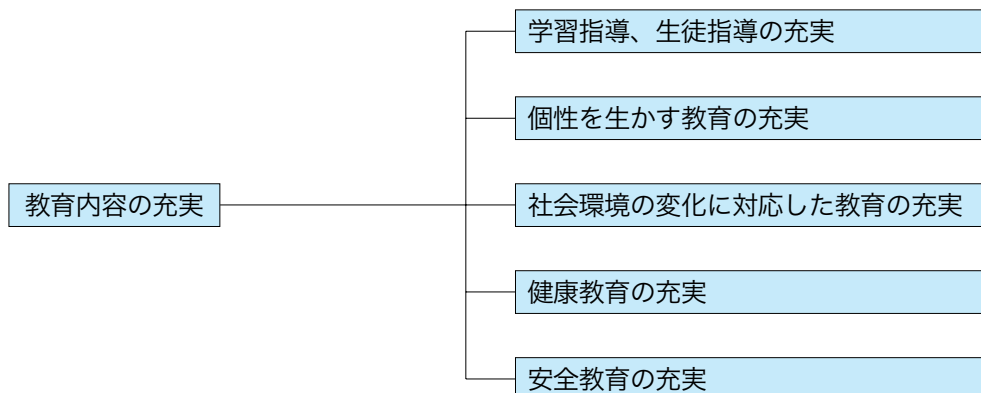
命を守ることは、すべてのものに優先されなければなりません。そのために、各小中学校では学校行事や学級活動を中心に、学校教育全体を通して計画的に指導しており、交通安全教室や避難訓練では、警察署、消防署などの協力も得ています。また、安全な環境をつくり出すためにも各学校で定期的に安全点検を実施しています。

今後、さらに増加が予想される交通事故や学校事故を防止するためにも、自分の命は自分で守るという自覚を育てるとともに、大人や地域が一体となった安全教育の推進が必要になってきます。また、他の機関とも協力し安全な環境整備も必要です。

基本方針

1. 社会の変化に対応し、自主的で心豊かな子どもたちの育成と生涯学習の基礎づくりの教育を「ゆとり」の中で「生きる力」を育む学習指導と望ましい人間関係を育てる生徒指導を推進します。
2. 次代を担う子どもたちの育成に向けて家庭、学校、地域社会が連携を図り、体験学習や多様な
- 学習形態の工夫により個性を生かす教育を推進します。
3. 国際化、情報化、高齢化、環境問題に対応した教育の充実を図ります。
4. 子どもたちが、安全で、健康な学校生活が送れるよう環境の整備と教育の充実に努めます。

◆施策体系



事業計画

■学習指導、生徒指導の充実

1. 各学校において、「生きる力」を育む教育課程を編成し、日々の教育活動を進めます。
2. 学校教育活動全体を通して、望ましい人間関係を確立し意欲的な生活態度の育成に努めます。
3. 児童、生徒の悩みを解決するために、教育相談活動を充実します。

■個性を生かす教育の充実

1. 総合的な学習の時間や選択学習などで児童生徒の興味・関心を生かした教育を推進し、社会科や宿泊学習・職場体験など体験活動を通じた学習を重視して取り組みます。
2. 地域も含めた多様な指導者の協力指導で個性を生かす教育の充実を図ります。

■社会環境の変化に対応した教育の充実

1. 国際化に対応した教育の推進のために、引き続きALTを採用し、中学生を海外に派遣します。
2. 情報化に対応した教育の推進のために、小中学校ではパソコンを設置し、慣れ親しみ、情報活

用能力の育成に努めます。

3. 高齢化に対応した教育の推進のために、高齢者を敬う意識の高揚と福祉活動の充実に努めます。
4. 環境問題に対応した教育の推進のために、地球環境の理解を深め、自分でできることから実践化を図る指導に努めます。

■健康教育の充実

1. 生涯を通して健康な生活を送るための基礎的な体力の向上や健康の保持増進に関する態度、知識を育てるために、保健・体育の学習を中心に学校教育活動全体で指導の充実に努めます。
2. 健康診断を引き続き実施し、病気や障害の早期発見・早期治療に努めます。

■安全教育の充実

1. 安全教育の全体計画に基づき、計画的に諸活動を推進します。
2. 安全な環境の整備や指導を関係機関などに協力要請していきます。

主要事業

- ・中学生及び教職員海外派遣
- ・ALTの活用
- ・地域人材の活用
- ・スクールカウンセラー*の活用
- ・心の教室相談員*の活用
- ・適応指導教室*の充実
- ・社会体験学習事業
- ・パソコン指導の充実
- ・教職員研修・研究
- ・成人病予防フォーラムの開催

[第4項]

障害児教育の充実

現況と課題

■教育体制の充実

心身に障害のある児童生徒は、その心身の障害の種類と程度に応じて、一人ひとりにふさわしい教育の場で、その子に応じた教育が行われる必要があります。そのために、各学校では個々の児童生徒に応じた教育の推進とともに交流学习も進めています。

就学指導、就学相談については、市の就学指導委員会を中心に市内小中学校、県特殊教育センター、県立養護学校、その他諸機関との連携のもとに行われています。

しかし、就学指導については、保護者や周囲の理解が得られない状況もあります。また、既設学級では小人数化や障害の重度化といった問題を抱えています。

■施設設備の充実

平成12年4月現在、小学校11校14学級、中学校4校5学級の体制で障害の程度に応じた教育を進めており、教材・教具についても開設時に購入し、その充実に努めています。

しかし、さらに児童生徒の通学の便宜を図ることが求められており、新たな学校に学級を開設し、備品等もあわせて充実を図る必要があります。

●特殊教育の状況

平成12年5月1日現在

種類 区分	小学校	中学校	養護学校等			
			幼	小学部	中学部	高校
学校数	11	4	—	—	—	—
学級数	14	5	—	—	—	—
児童・生徒数	36	16	—	18	30	—

基本方針

障害児教育については、関係教育機関と連携し教育体制の充実を図るとともに、施設・設備を充実し

一人ひとりの障害に応じたきめ細かな教育を推進します。

◆施策体系



事業計画

■教育体制の充実

1. 各学校に設置されている校内就学指導委員会等を活性化し、保護者や地域の理解を得て、障害児教育の推進を図ります。
2. 九十九里地方教育センターや県特殊教育センター等との連携を深め、就学指導の充実や障害児教育の推進を図ります。

■施設設備の充実

1. 障害を持つ児童・生徒の通学の便宜を図るために、開設希望のある小中学校に特殊学級を開設します。
2. 既設の特殊学級についても引き続き整備します。

主要事業

- ・特殊学級の開設

[第5項]

教職員の資質の向上

現況と課題

■研修の充実

学校教育の成果は、教職員の資質や力量に負うところが大きいものがあります。そのため、教職員一人ひとりが研修に努め、自己の資質・力量を磨き向上を図らなければなりません。

現在、自己研修、校内研修、校外研修、さらには全教職員参加による教科別、領域別研修等、多岐にわたり時代の要望にあわせた研修を実施しその充実に努めています。

さらに、平成14年度から完全週5日制の実施が決定され、それに向け新学習指導要領も発表されま

した。その中には新分野もあり、ますます研修の重要性が増してきています。したがって、研修内容や方法等を工夫し、最小限の日数で最大の効果があげられるようにする必要があります。

■自主研究グループの育成

研修は、教職員一人ひとりが自主的・意欲的に行うことが最も重要です。そのため、本市では自主研究グループの育成に努めていますが、さらに活動の活発化と広がりをもたせる必要があります。

基本方針

広い視野で、本市や自己の教育課題を解決するために必要な研修を実施し、教職員の資質向上に役立てます。

◆施策体系



事業計画

■研修の充実

1. 各学校や茂原市教育研究協議会に対し、引き続き助言を行い研修の充実を図ります。
2. 本市の教育課題の解決に資するために、各主任等の層別研修を充実します。

3. 視野の広い教職員の育成のために、県外や海外に教職員を派遣します。

■自主研究グループの育成

自主研究グループの育成に努めます。

主要事業

- ・ 青少年指導者洋上研修
- ・ 教職員国内先進校視察

- ・ 自主研究グループの育成

[第6項]

学校給食の充実

現況と課題

■調理場方式の検討

本市においては、中央学校給食共同調理場1か所、小学校単独調理場5か所、幼稚園共同調理場1か所で、幼児・児童・生徒に完全給食を実施しています。

施設・設備については、中央学校給食共同調理場をはじめ各調理場全体的に老朽化がみられるため、全校を対象に共同調理場方式または単独調理場方式、あるいは完全民間委託への切り替えについて、抜本的な見直しを検討する必要があります。

■食事の基本的習慣・態度の育成

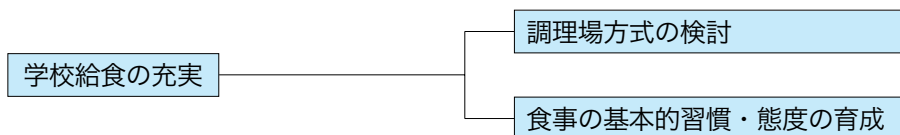
本市の完全給食が始まってから40年以上が経過し、給食の内容は着実に充実してきました。しかし、近年の食生活の多様化により児童生徒の食事の偏りが多くみられ、給食の食べ残しが大きな問題となっています。

この状況に対処するため、各学校で給食指導年間計画に基づき、給食の時間や家庭科、学級活動の時間等で健康づくりや給食の重要性を指導しています。

基本方針

安全で豊かな学校給食を安定供給するために、調理場方式の抜本的な見直しを図るとともに、食事の基本的習慣・態度の育成に努めます。

◆施策体系



事業計画

■調理場方式の検討

全校を対象に共同調理場方式または単独調理場方式、あるいは完全民間委託への切り替えについて、見直しを図ります。

■食事の基本的習慣・態度の育成

1. 各学校において給食年間指導計画に基づき、給食の重要性、食べ残しの解消等について計画的に指導します。
2. 家庭と学校の連携を密にし、基本的習慣や態度の育成に努めます。

[第7項]

高等学校の充実促進

現況と課題

■普通科の新設と男女共学

高学歴化に伴って高等学校への進学が義務化傾向にあり、なかでも普通科志向と男女共学志向は非常に高いものがあります。

市内公立高等学校の普通科は男女共学校が1校と女子校1校の2校のみであり、近隣の市町村から多数希望するため市内中学校からの入学者も限られて

しまい、止むを得ず他市町の高等学校へ進学するなど、いまだに問題の解消には至っていません。

今後は、新たに制度化された中高一貫教育制度の活用を考えながら、普通科の新設と女子校の男女共学化について関係団体とともに検討し、生徒の志向を見ながら県等の関係機関に対し求めていくことが必要です。

●中学校卒業者の進学状況

種類 年度	卒業者	進学者数	進学率
7	1,061	1,050	99.0
8	1,165	1,147	98.5
9	1,128	1,099	97.4
10	1,188	1,164	98.0
11	1,188	1,145	96.4

●高等学校の推移

各年5月1日現在

種類 年	学校数	学級数	生徒数
8	5	112	4,434
9	5	109	4,265
10	5	109	4,205
11	5	111	4,298
12	5	112	4,289

基本方針

既設高等学校の普通科の新設及び男女共学化を推進します。

◆施策体系

高等学校の充実促進

普通科の新設と男女共学

事業計画

■普通科の新設と男女共学

既設高等学校の普通科の新設及び男女共学化を地域住民や関係団体と連携をとりながら、県等の関係

機関に対して要請していきます。

[第8項]

大学等の誘致

現況と課題

■大学等の高等教育機関の誘致

市内高等学校卒業者の大学等への進学状況は、平成11年度の卒業生1,342人の内58.2%にあたる人が大学、専修学校へ進学しています。ほとんどの進

学者が東京をはじめとする市外へ流出しています。教育環境の充実を図るとともに、若者の定着による地域の活性化を図るために大学等の誘致を推進していく必要があります。

●高等学校卒業者の進路状況

長生高等学校

各年5月1日現在（単位：人）

区分 年度	卒業生 総数	進 学 者				就 職 者		自家営 業につ いた者	就職 進学者	無職	その他
		総数	大学	短期 大学	各種 大学		うち茂 原市内 就業者				
7	433(15)	208(6)	167(1)	23(1)	18(4)	2(8)	(5)	—	—	(1)	223
8	424(20)	207(4)	163(4)	23	21	3(13)	(3)	—	(2)	(1)	214
9	406(19)	254(3)	218	18	18(3)	0(10)	(1)	(1)	(0)	(5)	152
10	399(20)	230(4)	201(1)	11(1)	18(2)	2(10)	(4)	(1)	(0)	(6)	167
11	401(17)	253(6)	214(1)	13(1)	26(4)	3(3)	(2)	(0)	(0)	(8)	145

※（ ）は定時制

茂原高等学校

各年5月1日現在（単位：人）

区分 年度	卒業生 総数	進 学 者				就 職 者		自家営 業につ いた者	就職 進学者	無職	その他
		総数	大学	短期 大学	各種 大学		うち茂 原市内 就業者				
7	300	207	19	62	126	59	12	1	—	—	33
8	277	177	12	55	110	61	16	2	—	—	37
9	278	198	24	78	96	52	24	1	—	—	27
10	230	157	28	54	75	44	29	2	—	27	—
11	282	196	20	49	127	38	10	1	—	—	47

茂原農業高等学校

各年5月1日現在（単位：人）

区分 年度	卒業生 総数	進 学 者				就 職 者		自家営 業につ いた者	就職 進学者	無職	その他
		総数	大学	短期 大学	各種 大学		うち茂 原市内 就業者				
7	305	105	20	11	74	163	53	5	2	—	30
8	308	113	22	7	84	140	50	6	6	—	43
9	299	122	24	8	90	129	40	6	—	—	42
10	278	103	24	10	69	100	27	1	1	—	73
11	284	137	33	13	91	73	11	2	5	—	67

茂原工業高等学校

各年5月1日現在（単位：人）

区分 年度	卒業者 総数	進 学 者				就職者	うち茂 原市内 就業者	自家営 業につ いた者	就職 進学者	無職	その他
		総数	大学	短期 大学	各種 大学						
7	223	84	20	1	63	134	31	5	—	—	—
8	217	89	27	7	55	128	18	—	—	—	—
9	226	103	28	3	72	111	20	3	—	—	9
10	188	78	23	3	52	100	20	3	—	—	7
11	216	102	37	5	60	103	5	—	—	—	11

茂原北陵高等学校

各年5月1日現在（単位：人）

区分 年度	卒業者 総数	進 学 者				就職者	うち茂 原市内 就業者	自家営 業につ いた者	就職 進学者	無職	その他
		総数	大学	短期 大学	各種 大学						
7	171	80	3	8	69	69	21	2	—	20	—
8	162	69	5	4	60	61	21	1	—	31	—
9	185	85	16	8	61	63	16	3	—	4	30
10	160	105	22	12	71	34	7	2	—	11	8
11	159	93	30	13	50	32	16	3	—	—	31

基本方針

大学等の誘致を推進します。

◆施策体系

大学等の誘致

大学等の高等教育機関の誘致

事業計画

■大学等の高等教育機関の誘致

「職・住・遊・学」の機能が整った総合的な生活空間を創出し、地域の活性化を図っていくためにも大学等高等教育機関の誘致を推進します。